

令和2年度 ニホンジカ保護及び管理に関する検討会（第2回）

議事概要

日時：令和3年2月8日（月）14:00～16:30

場所：Web 会議開催

■出席者

検討委員（五十音順・敬称略）

梶 光一	東京農工大学 名誉教授／兵庫県森林動物研究センター 所長
小泉 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所多摩森林科学園 研究専門員
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
濱崎 伸一郎	株式会社 野生動物保護管理事務所 代表取締役
山根 正伸	神奈川県自然環境保全センター 研究連携課 主任専門員

■環境省

川越 久史	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長
西野 雄一	” 室長補佐
中山 裕貴	” 指定管理鳥獣係長

■事務局

滝口 正明	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	”
中田 靖彦	”

■議事

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定案について
- (2) その他

■配布資料

議事次第

出席者名簿

検討会開催要綱

資料 1 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定案

参考資料 1 令和 2 年度 ニホンジカ保護及び管理に関する検討会（第 1 回） 議事概要

参考資料 2 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・イノシシ編）改定案に対する意見募集の実施結果について

参考資料 3 都道府県等への意見照会結果と対応

■議事概要（敬称略）

議事（１）第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定案について

参考資料２について環境省から説明、資料１、参考資料３について事務局から説明

【Ⅰ章について】

特になし

【Ⅱ章について】

（坂田）ゾーン、管理ユニットによって行政の施策の内容や許可の基準が変わることは重要な問題ではないか。そもそも、21 ページの図Ⅱ - 6 は、林業地、農業地などの既存の区分に地域区分を当てはめているのか、もしくは鳥獣保護管理の施策の中で新しく区分を作り対応していくのか。後者であれば土地所有者の権限や土地の価値に関わる。既に都道府県ごとにそれぞれの区分を行っている場合もあるので、どのような基準で区分するか等、基本的な考え方の整理が必要である。

（環境省）施策については、ゾーンによって変わってくる。ニホンジカの生息状況とそれ以外の情報を組み合わせてゾーンを設定することで、地域の状況に合わせて管理を最適化するということが示したい。

（梶）欧米の管理ユニットは明確な定義があり、モニタリングを元に捕獲数を割り当てている。空間的には、ゾーンは管理の目標ごとに大きな空間で設定され、管理ユニットを内包するという理解であったが、図Ⅱ - 2 によると管理ユニットの中に複数のゾーンがある場合も表現されており、定義を明確にしないと混乱する。

（山根）神奈川県では大きな管理目標でゾーンを設定し、その中でモニタリングや捕獲を行う単位として管理ユニットを設定している。地域区分の項目では「土地利用」という言葉が突然出てきた印象。14～18 ページの流れから地域区分の説明をすると分かりやすい。14 ページの図Ⅱ - 2 内の「施策の実施」は管理ユニット単位、「施策の実績から得られる効果」はゾーン単位で達成されるべきである。また、場合によって、個体群の状態を重ね合わせる形になるので、図を工夫した方が良い。

（環境省）ゾーンは管理ユニットを内包するという考え方に沿って、図Ⅱ - 6 は修正が必要だろう。土地利用にこだわり細かい区分ごとにゾーニングするということではない。

（事務局）図Ⅱ - 6 では、各土地利用区分の中に管理ユニットを区分するという修正が適切か。

（濱崎）特定計画の中で管理ユニットが設定されている都道府県は多いが、ゾーニングは少数である。例えば、標高を基準にしたゾーンと各ゾーンの目標を設定している山梨県の実例

等を掲載すると理解が得られやすいのではないかと。ゾーニングの仕方は、土地利用区分だけではなく、適切な目標設定とその達成ができるのであれば、地域の環境の状況、鳥獣保護区の設定の状況などによって柔軟に考えるのがよい。

(環境省) 19 ページの②や図Ⅱ-6から、土地利用のみがゾーニングの基準と読めてしまう。標高や植生を基準にする場合もあるため、管理目標とゾーニングとの関係性が分かるように記載を変更する。

(小泉) ゾーンや管理ユニットについて、これまで想定していなかったために混乱している都道府県もあるが、既に設定して管理を行っているために混乱している都道府県もある。面積の大小関係には言及せず、地域個体群＝管理ユニットとして実施してきた都道府県が、特定計画の内容を大きく変えずに済むように勘案してほしい。

(環境省) ガイドラインにも、各都道府県の状況に合った形で考え方を採用してほしいと記載している。一方で基本的な考え方として、現在の案に記載しているようにゾーン≧管理ユニットかつ管理ユニット＝施策のまとまりとするか、管理ユニット＝地域個体群とするか、どちらがよいか。

(小泉) ニホンジカの生息規模に応じて柔軟に考えるのがよい。神奈川県の場合は今の記載内容で合っているが、広くニホンジカが分布している北海道や静岡県では地域個体群を一つの単位として管理ユニットを設定しているの、その中にゾーンを設定できる考え方もできるとよい。

(坂田) 目標や目的、施策が地域によって異なるのであれば、地域区分をする考え方には賛成する。ただし、既に地域個体群等独自の考え方で区分しネーミングしている都道府県は、定義やネーミングがガイドラインと異なる場合に混乱するのではないかと。ガイドラインではそれをそのままいいと言っているのか、変えろと言っているのか分かりにくい。

(梶) 北海道では、ニホンジカが段階的に3地域に分布拡大していったので、道東、道西、道南と大きくゾーンのように区分し、個体数を推定している。また、行政が管理しやすい区分として市町村を管理ユニットとして設定している。必要がなければゾーンは設定しなくてもよい。

(環境省) ゾーン、管理ユニットという固有名詞は使用せずに、地域区分の仕方を複数示すのがよいか。

(小泉) ゾーンは達成目標および指標が設定されているという意味で、管理ユニットとは区別できるが、面積の大小関係は固定しないのがよいのではないかと。管理ユニットは具体的に地域に線を引き、ゾーンは管理目標に応じて必要であれば区切るべきと考える。

(梶) ゾーンが管理ユニットを内包すると理解していた。内包関係を固定して定義を行わないと混乱を招く。管理ユニットは管理の最小単位であり、空間スケールの考え方を整理しな

いと理解しにくい。

(坂田) 地域区分については、委員や都道府県の担当者によって理解が異なるので、このままでは良くない。事務的に運用・理解しやすい定義をきちんと詰めて徹底するのも良いが、それができないのであれば、いくつかの例や考え方を示すだけにして、都道府県の裁量に任せたい。どこまでするかは判断してもらえればよい。

(環境省) ゾーンは管理目標単位で設定し、管理ユニットは実際に施策を実施する最小単位か、もしくは地域個体群の単位かは今後事務局と検討する。

(濱崎) 実施計画の単位が分かりにくい。「5年(特定計画周期)、1年(実施計画周期)」と表記してはどうか。

(環境省) 用語集の104ページに一年単位と定義しているが、10ページにも補足する。

(梶) 進入初期の段階で調査を行うのは難しいため、監視のためのモニタリング体制を整える重要性について触れてほしい

(環境省) モニタリングに限らず、管理体制を構築するという記載を追加する。

【Ⅲ章について】

(梶) 36 ページの個体群の安定的な維持に関する指標と目標に関して、適正密度の根拠がないことを指摘しておく。まず自然植生において低密度で影響が生じ、農林業被害はその後顕著になるため、一般的な認識に反する数値となっている。栃木県などでは可猟区の適正密度を1~2頭/km²としている。この密度はほとんどニホンジカが目視できない状態である。密度水準に対する影響の現れ方は重要であるため、書きぶりを検討いただきたい。

(事務局) 数字は残すがあくまで参考値ということで、後半の文章を強調するような記載に修正したい。

(坂田) 記載を残す・残さないについての判断には、記載内容の根拠が重要である。今まで書いてあったから残すというのは理屈がおかしい。

(事務局) 2000年発行のニホンジカ特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルの時代からこの値が記載されている。さらにさかのぼると1994年のメスジカの可猟化にあたってのニホンジカの保護管理マニュアル(環境庁1993)の時から検討されている。

(坂田) 「暫定目標値(目安)」という新しい単語が出てきて分かりづらい。地域によって値が異なるので、地域の現状を評価して、より適切な目標設定を探してくださいといった表現で良いのではないか。

(事務局) 削除の方向で修正を行う。

(梶) あくまでも密度は個体数管理を誘導する上での目安であって目標ではない。実際に評

価すべきは問題になる指標（生態的な指標や農業被害）であり、それらを見ていく必要を強調すべき。

（環境省）指標の評価結果を見て目標とする生息密度を見直していくというように、管理の目標という言葉を使うようにしたい。

（山根）41 ページの生息環境管理の部分についてである。環境管理や生息環境の操作によって実際にニホンジカがどんどん増えていったという調査結果があまり見受けられない。根拠が出せるならば引用文献や参考文献で示せるとよい。

（事務局）引用を検討するが、すべては難しいかもしれない。文献を引用できない部分についても記述を残していく方向でよいか。

（山根）感覚的にはそう思っている人が多く、ヨーロッパではこのような主張を見ることもあるので、書きぶりを工夫して残せばよいのではないか。

（坂田）環境省が都道府県に勧めるものなので、根拠がしっかりしているものだけを載せた方がよいと思う。

（濱崎）森林法の改正で鳥獣害森林防止区域が設定されており、また同法では餌資源を増加させないように手立てを打つことが記載されている。関連法と足並みをそろえるのであればこういった記述は必要ではないか。合わせて、餌資源を抑制するとなると、特に林床が暗く餌資源の少ない人工林が隣接する場合、餌場を奪われたシカにより自然植生へ影響がより強まる可能性がある。根本的な問題として森林における餌植物の偏在が考えられるので、現在の記載と合わせて人工林の適正な管理をしていくことが必要と是非書いてほしい。

（環境省）根拠となりそうな情報をもう一度探してみる。森林管理等の他の施策について記述するかは検討したい。

（梶）北海道では牧草地が大きな貢献をしている。エゾシカの保全と管理（梶ほか 2006）に詳細に書いている。森林伐採に関しては赤谷プロジェクトというものがあり、14 年間程度カメラを設置している。10ha 以上の分収造林で伐採した地域に対照区を設けて伐採前後を比較しているが、2 年後にニホンジカが増えるというデータがある。関東森林管理局では地域管理経営計画の中にニホンジカの管理と森林管理を一体化して行うことを書き入れている。

（梶）54 ページの錯誤捕獲に関する誘引餌について、赤谷では岩塩を使っており他種を寄せない。実例があるのでぜひ残していただきたい。

（濱崎）44 ページの個体群の安定的な維持に関するモニタリングについてである。以前の案の中では密度指標の中で CPUE や糞粒法についても書いてあったと思う。糞粒法は相対的な指標として使えないわけではないし、糞粒法を採用している県もあるので、記述がないのは戸惑うだろう。CPUE についても許可捕獲が増えその中でわな捕獲が増えていることもあ

り、SPUE よりも CPUE のほうが情報として集まってくるということもありえるので、CPUE はこの一文に含めたほうが適切だと思う。

(事務局) 追加するように対応する。

【IV・V章について】

(小泉) 60 ページの死亡率についてだが、金華山の報告が適しているように思う。この文献を入れてほしい。

(事務局) いただいた文献情報を含めさせていただく。

(坂田) ベイズ推定の部分について。どの指標を用いるべきかは、データが得られた背景や調査の実態など現場の事情による。あまり決めつけない方が良いのではないか。データ収集や調査の実態を把握し得られたデータの動向も良く見て、用いる指標が適切か不適切かをよく検討することというような記述でどうか。

(事務局) 限定的にしないで、都道府県のやり方を見ながら検討するという記載方向で修正する。

(梶) 60 ページの密度依存性について、洞爺湖中島でニホンジカの場合ほとんど密度効果は効かないという結果が出ている。密度効果はニホンシカの中では現れにくいという内容の論文をいくつか書いている。密度依存性の有無の検討がないわけではないことを指摘したい。

【全体を通して】

(濱崎) ガイドラインの中で参照すべき文献は適宜書かれているが、参考文献にニホンジカの保護管理に関するレポートの記載がない。これまで課題になっていることが記載されているので、参考文献の中にレポート一覧を書いて、各年度のトピックを書いていただくと都道府県の担当者の参考になると思う。

(事務局) 載せるようにする。

議事(2) その他

特になし

以上